

健康福祉局職員衛生委員会要綱

[9 川健庶第 328 号局長専決]

(設 置)

第 1 条 川崎市職員安全衛生管理規則（平成 18 年川崎市規則第 27 号）第 9 条第 3 項及び健康福祉局職員安全衛生管理要綱第 9 条の規定に基づき、健康福祉局の職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、衛生管理の円滑な推進を図るため、健康福祉局職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組 織)

第 2 条 委員会は、委員長 1 人及び委員 12 人で組織する。

2 委員長は、健康福祉局医務監とする。

ただし、医務監不在にあつては、総務部長とする。

(委員長の職務)

第 3 条 委員長は委員会を統括し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(定足数)

第 4 条 委員会は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(小委員会)

第 5 条 委員会に委員会協議事項を審議するため、小委員会を設置する。

2 小委員会の構成は、委員会で決定する。

(部 会)

第 6 条 委員会に専門事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(関係者の出席)

第 7 条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(書 記)

第 8 条 委員会に書記 2 人を置き、健康福祉局職員のうちから健康福祉局長が指名する者をもって充てる。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、健康福祉局総務部庶務課に置く。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市民生局職員衛生委員会要綱及び衛生局職員衛生委員会要綱の廃止)

2 川崎市民生局職員衛生委員会要綱及び衛生局職員衛生委員会要綱は、廃止する。

(施行期日)

3 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

4 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

5 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

6 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

7 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。